

一般会計等財務書類 注記

1. 重要な会計方針

(1) 有形固定資産等の評価基準及び評価方法

① 有形固定資産・・・取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア 昭和59年度以前に取得したもの・・・再調達原価

ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。

イ 昭和60年度以降に取得したもの

取得原価が判明しているもの・・・取得原価

取得原価が判明していないもの・・・再調達原価

ただし、取得価額が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。

② 無形固定資産・・・取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

取得原価が判明しているもの・・・取得原価

取得原価が不明なもの・・・再調達原価

(2) 有価証券等の評価基準及び評価方法

① 有価証券

ア 市場価格のあるもの・・・財務書類作成基準日における市場価格

イ 市場価格のないもの・・・取得原価

② 出資金

ア 市場価格のあるもの・・・財務書類作成基準日における市場価格

イ 市場価格のないもの・・・出資金額

ただし、市場価格のないものについて、出資先の財政状況の悪化により出資金の価値が著しく低下した場合には、相当の減額を行うこととしております。なお、出資金の価値の低下割合が30%以上である場合には、「著しく低下した場合」に該当するものとしています。

(3) 有形固定資産等の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）・・・定額法

なお、主な耐用年数は以下の通りです。

建物 14年～50年

工作物 10年～80年

物品 2年～15年

② 無形固定資産（リース資産を除く）・・・定額法

（ソフトウェアについては、見込利用期間（5年）に基づく定額法によっています。）

③ 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産（リース期間が1年以内のリース取引及びリース契約1件あたりのリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）

・・・自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

一般会計等財務書類 注記

(4) 引当金の計上基準及び算定方法

① 投資損失引当金

市場価格のない投資及び出資金のうち、連結対象団体（会計）に対するものについて、実質価額が著しく低下した場合における実質価額と取得価額との差額を計上しています。

② 徴収不能引当金

未収金ならびに徴収不能引当金については、過去 5 年間の平均不能欠損率により、徴収不能見込み額を計上しています。

③ 退職手当引当金

退職手当債務から組合への加入時以降の負担金の累計額から既に職員に対し退職手当として支給された額の総額を控除した額に、組合における積立金額の運用益のうちの持分相当額を加算した額を控除した額を計上しています。

④ 損失補償等引当金

なし

⑤ 賞与等引当金

翌年度の 6 月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(5) リース取引の処理方法

ファイナンス・リース取引については、1 件当たりの契約額が300万円以上であり、かつ契約終了後に所有権が移転する場合に限り、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(6) 資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物（鬼北町資金管理方針において、歳計現金等の保管方法として規定した預金等をいいます。）

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受け払いを含んでいます。

(7) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

① 出納整理期間

当会計年度に係る出納整理期間（令和 4 年4月1日～5月31日）の現金出納に関する取引を当会計年度の取引に含めています。

② 消費税及び地方消費税の会計処理

税込方式によっています。

③ 物品及びソフトウェアの計上基準

物品については、取得価額又は見積価格が50万円（美術品は300万円）以上の場合に資産として計上しています。ソフトウェアについても、原則として物品の取扱いに準じています。

④ 資本的支出と修繕費の区分基準

資本的支出と修繕費の区分基準については、原則として金額が60万円未満であるときに、修繕費として処理しています。ただし、実施した工事の性質により、原状回復と判断された工事については金額によらず修繕費として処理しています。

一般会計等財務書類 注記

2. 重要な会計方針の変更等

(1) 会計方針の変更

なし

(2) 表示方法の変更

なし

(3) 資金収支計算書における資金の範囲の変更

なし

3. 重要な後発事象

(1) 主要な業務の改廃

なし

(2) 組織・機構の大幅な変更

なし

(3) 地方財政制度の大幅な改正

なし

(4) 重大な災害等の発生

なし

4. 偶発債務

(1) 保証債務及び損失補償債務負担の状況

なし

(2) 係争中の訴訟等で損害賠償等の請求を受けているもの

なし

(3) その他主要な偶発債務

なし

一般会計等財務書類 注記

5. 追加情報

(1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

①一般会計等財務書類の対象範囲は次の通りです。

一般会計

用品調達特別会計

住宅新築資金等貸付事業特別会計

②地方自治法第235条の5に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受け払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

③表示単位未満の金額は四捨五入することとしておりますが、四捨五入により合計金額が一致しない場合があります。

④地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率の状況

実質赤字比率・・・・・・・・・・・・・・・・・・ △ 6.5 %

連結実質赤字比率・・・・・・・・・・・・・・・・・・ △ 14.5 %

実質公債費比率・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6.3 %

将来負担比率・・・・・・・・・・・・・・・・・・ - %

⑤過年度修正等に関する事項

なし

(2) 貸借対照表に係る事項

①地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく将来負担比率の算定要素

標準財政規模・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5,125,965 千円

元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額・・・・ 791,365 千円

将来負担額・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10,588,103 千円

充当可能基金額・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4,576,258 千円

特定財源見込額・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 116,700 千円

地方債現在高等に係る基準財政需要額算入額・・・・・・・・・・ 6,884,482 千円

(3) 行政コスト計算書に係る事項

なし

(4) 純資産変動計算書に係る事項

①固定資産形成分

固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金等を加えた額を計上しています。

②余剰分（不足分）

純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しています。

一般会計等財務書類 注記

(5) 資金収支計算書に係る事項

①基礎的財政収支

487,529 千円

②既存の決算情報との関連性

	収入（歳入）	支出（歳出）
歳入歳出決算書	9,086,792千円	8,722,112千円
財務書類の対象となる会計の範囲に伴う差額	14,372千円	14,266千円
繰越金のうち前年度歳入歳出差引額に伴う差額	△224,642千円	0千円
繰越金のうち歳計剰余金処分による基金積立に伴う差額	0千円	0千円
翌年度繰上げ充用金に伴う差額	0千円	0千円
相殺消去に伴う差額	△2,321千円	△2,321千円
資金収支計算書	8,874,201千円	8,734,057千円

地方自治法第233条第1項に基づく歳入歳出決算書は「一般会計」を対象範囲としているのに対し、資金収支計算書は「一般会計等」を対象としているため、歳入歳出決算書と資金収支計算書は一部の特別会計の分だけ相違します。

歳入歳出決算書では繰越金を収入として計上しますが、公会計では計上しないため、その分だけ相違します。

③資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額との差額の内訳

資金収支計算書

業務活動収支	1,193,930千円
投資活動収入の国県等補助金収入	230,136千円
未収債権、未払債務等の増加（減少）	296,014千円
減価償却費	△838,061千円
賞与等引当金繰入額	△82,674千円
退職手当引当金繰入額	0千円
徴収不能引当金繰入額	△1,173千円
資産除売却益（損）	△30,960千円
純資産変動計算書の本年度差額	767,212千円

④重要な非資金取引

なし